

フランス共和国におけるジェンダーに関する 法曹継続教育序論* **

澤 敬子、柿本佳美、南野佳代***

要 旨

本報告は、ジェンダーに関する課題を中心に法曹継続教育についての比較研究を行うため、2008年11月、2009年2月に、フランス共和国において実施した調査に基づき、フランスにおける法曹継続教育（Continuing Legal Education, CLE）についてジェンダーを中心に考察することを目的としている。

フランスにおいては、公務員である司法官（裁判官・検察官）の継続教育は、司法官養成の国家機関でもある国立司法学院（Ecole Nationale de la Magistrature）が担当し、各地の裁判所と連携を取りながらこれを行っている。受講者は、年間200以上のテーマの中から、自分に必要なテーマを選び無料で受講できる。弁護士に対しては、弁護士が所属する各地の弁護士会が行っている。どちらも近年、義務的なものとなった。

近年のフランスにおいては、パリテ法の制定などによる政治部門への女性の参加の進展、法曹における女性割合の目覚ましい増加が見られるが、一方で、国立司法学院の継続教育のコースでは、ジェンダーに関する諸問題に対応する個別立法などが行われれば当該法を扱う個別コースが提供されるが、ジェンダー法学／理論のみが取り扱われるコースは現時点では存在しない。

キーワード：法曹継続教育、ジェンダー、法曹養成

I. はじめに：研究課題と調査の位置づけ

法曹教育におけるジェンダーに敏感な視点の導入の必要性については、近年とみにその重要性が指摘されている。本稿は、このようなジェンダーに敏感な視点の導入の、とくに法曹継続教育における位置付けとあり方を模索するための比較研究を目的とした、科学研究費補助金による研究「ジェンダーに関する法曹再教育プログラムの開発・実施・制度化に関する研究：欧

* 本稿は、2008年度科学研究費補助金（基盤研究（B））による研究「ジェンダーに関する法曹再教育プログラムの開発・実施・制度化の研究：欧米アジア比較」（課題番号19330027）の成果の一部である。

** 本稿は、2008年度科学研究費補助金（基盤研究（C））による研究「ジェンダー論とシティズンシップ論の実践的架橋を求めて：変容する親密圏を手がかりに」（課題番号20510256 研究代表者：澤敬子）の研究成果の一部である。

*** 執筆者の所属は以下である。

澤 敬子 京都女子大学現代社会学部

柿本佳美 京都女子大学

南野佳代 京都女子大学現代社会学部

米アジア比較」(基盤研究(B) 課題番号19330027 研究代表者:南野佳代)の研究計画に従い、2008年10月および2009年2月にフランス共和国(以下フランス)において行った法曹継続教育調査の報告を主素材とし、フランスにおける法曹継続教育についてジェンダーを中心に考察することを目的としている。フランスにおける法曹継続教育の現状はどのようなものであろうか。そして、ジェンダーの視点は継続教育において、どのように取り込まれまたは生かされているのであろうか。また、そこから得られる日本への示唆は何であらうか。

ジェンダーに関する法曹継続教育を取り上げる意義と問題意識については、同研究のドイツ調査についての報告をもとに書いた論考に既に詳しく取り上げており¹⁾、本稿では、フランスを取り上げる意義のみ述べておこう。

第一に、フランスは、ドイツ同様、日本の近代化過程において大きな影響を与えた国であるが、法曹養成に関しては、裁判官養成を中心とした「一体的な法曹」観が強く初期研修において法曹三者とともに国家が教育するドイツの制度と異なり、裁判官・検察官とともに司法官(magistrat)として公務員としてとらえ、初期研修から弁護士とはまったく区別して教育を行う法曹二元の制度をとっている。これは日独の制度とは異なるが、一方ではキャリアシステムに由来する特長と捉えることができ、同じキャリアシステムをとる日本における法曹(継続)教育制度の意義と位置づけの理解に寄与することが予想される。第二に、日本と異なり、制度化された継続教育システムの歴史を持っており、またそれが公開されている、という点で、継続教育の制度と内容を理解するのにきわめて参考になるであらう。第三に、日本の司法研修所とフランスで司法教育を担う国立司法学院(Ecole Nationale de la Magistrature)は、研修プログラムの内容等に関する情報交換、このための定期的な相互訪問、教材等の資料の交換を行うという協約を2006年に取りかわしていることもあり、今後の日本の司法教育制度設計に対しても影響力を持っていると考えられる。第四に、ジェンダーの観点からは、強い普遍主義を標榜し人のカテゴリー化を好まぬ仏法の論理は、米英法の多元主義的な対応と一線を画すものであり、日本法のジェンダーへの対応を理解する際の一助になりうると考えられる。

なお、今回のフランス調査の直接の目的は、第一に、フランスにおける法曹三者の継続教育の全体像を得ること、第二に、なかでも特に本科研の中心課題である、ジェンダーに関する諸問題について、継続教育における具体的な状況、カリキュラムの内容、理論的課題についての知見を得ることである。

ドイツについては、法曹教育・継続教育について受講する側の法曹三者に対して聞き取りを行ったが、フランスについては、裁判官・検察官に関しては、ボルドー市に位置する国立司法学院に対して聞き取りの依頼を行い、教育を行う側に直接聞き取りを行った。ドイツにおいては、裁判官、検察官、弁護士(いずれも女性)に聞き取りを行うことで、彼女らのライフデザインと継続教育、という観点からの考察が可能であったが、他方、裁判官・検察官の継続教育

1) 南野佳代、内藤葉子、澤敬子(2008)「ドイツ連邦共和国におけるジェンダーに関する法曹継続教育序論」『現代社会研究』11号、95-114頁、96頁。

機関であるリヒターアカデミーについての情報に限界があった。これに対し今回の調査では、国立司法学院の所在するボルドー（本校）とパリ（支部）の両方において、実際に司法教育のデザインに携わる複数の人々に直接聞き取りを行い、また司法官の継続研修を見学する機会を得ることもでき、フランスの司法官が学ぶ環境をその雰囲気とともに知ることができた。

なお、フランスにおける司法官への法曹教育は初期研修の段階から、自由専門職としての弁護士と、教育制度も機関も区別される。そのため、弁護士については、調査概要も含めてV章でまとめて扱っている。司法官調査は澤・南野が、弁護士調査は柿本が担当し、異なる時期に行っている。

本稿の構成は、II章でフランス司法官継続教育調査の概要を説明し、III章で、国立司法学院の簡単な説明とそこでの教育について、現在の課題とともに見て行く。1.で、国立司法学院における教育の概要を選抜試験の方法とともに確認し、次に、2.で、継続教育に特化してその内容を見て行く。3.では、近年国立司法学院の教育が社会的な批判に晒される原因となったウトロー事件とその帰結を見ることで、「司法教育」がはらむ社会的な磁場も見ていきたい。次に、IV章では、司法官教育とジェンダーについて扱い、1.司法官への女性の進出に触れたあと、2.継続教育におけるジェンダーの問題について論じる。V章では、司法官と全く異なる制度をとる弁護士の継続教育についてまとめて論じた後、VI章で、全体の整理と若干の考察を行うこととする。

II. フランス司法官継続教育調査の概要

司法官の継続教育調査について、日程と聞き取り協力者は以下のものであった。

10月27日（月）国立司法学院 本校（ボルドー）見学および聞き取り

Laurent Zuchowicz 研修部門副部長（sous - directeur des stage）

10月29日（水）国立司法学院 パリ支部 見学および聞き取り、継続教育授業見学

Christophe Petiteau 司法官 国際協力部の教育担当

10月30日（木）フランス国立科学研究センター（Centre National de la Recherche Scientifique、CNRS）Anne Boigeol 教授（社会学）

10月31日（金）ヴェルサイユ サン・クウェンティン・アン・イヴリン大学

Armelle Le Bras-Chopard 教授（政治学）

後半の二件の聞き取りは、ジェンダーに関する法曹教育およびフランスの大学における女性の位置やそこにおけるジェンダー教育についての知見を深めるため、行ったものである。内容は紙幅の都合から今回の報告においては割愛し、そこで得た知見をIV章で一部紹介するに留める。国立司法学院については、学院長にインタビュー希望の手紙を書き依頼した。研究者の方々には、人を介して、または直接、依頼した。ボルドー校は、市庁舎と教会が並ぶ町の中心

部、大審裁判所の隣に位置し、近代的な校舎を持つ広い敷地の学院であり、パリ校は、シテ島に位置する古い建物を利用したものであった。

質問については、他国の調査でも利用している継続教育に関する質問表を事前に送り目を通してもらってはいたが、あまり質問表に拘らずフリーな形で聞き取りを行った。その理由は、フランスの法曹教育におけるジェンダーの視点が、事前の調査においてなかなか見えにくく、「ジェンダー」という用語にこだわって調査を行うことよりも、むしろ司法官の継続教育の全体像を捉えることにその主眼を置くほうがよいと判断したからである。フランスの法学教育におけるジェンダーの視点の見えにくさについては、IV章で触れる。以下、一部資料・文献からの知見で補足をしているが、基本的には調査における聞き取り内容を素材にまとめたものである。

Ⅲ. 司法官の継続教育：国立司法学院と提供プログラムについて

1. 国立司法学院における教育の概要

国立司法学院における法曹養成教育については、横山美夏氏による2005年調査の報告が存在し²⁾、また司法官の採用並びに初期研修に関する問題についても、国立司法学院副院長（当事）のエリック・メトウルピエール氏による2006年1月の講演記録が存在しており³⁾、全体像はこれらによって詳細に知ることができる。ここでは、継続教育の位置付けと内容を説明するために必要な範囲での事柄について触れるにとどめる。

国立司法学院は、社会的地位が低下していた行政官と司法官を、リーダー養成による質の向上を行うというド・ゴール大統領とドゥブレ首相の1945年の合意のもと、国立行政官学院（Ecole Nationale d'Administration, ENA）につづき構想され、国立司法教育センター（Centre National d'Etudes Judiciaires, CNEJ）として1958年に開校、1972年に国立司法学院（Ecole Nationale de la Magistrature, ENM）としてボルドーに開設された。

フランスでは、司法は、コンセイユ・デタを最終審とする行政裁判所と破棄院を最終審とする司法裁判所に分かれるが、国立司法学院は、後者の司法裁判官を養成する機関である。他の公務員試験同様、選抜は競争試験であり、国立司法学院も同様の入学試験を行っている。主たる入学試験は3種類（第一～第三試験）で、大部分の受験者は第一試験を経て入学する。受験資格は、フランスでは大学4年終了に相当する修士1年であるか、または同等の資格を持つことである（国立政治学院の卒業、エコール・ノルマルの学生の学生であったことの証明書）。必ずしも法学専攻である必要はない。第一試験の受験資格は27歳以下であること、第二試験は、

2) 横山美夏「フランス法曹養成制度についての調査報告書」1-21頁。

http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin_prog/pdf/french.pdf「文科省高度化推進プログラム実務基礎教育のあり方に関する調査研究」のサイトの「フランスおよびドイツにおける法曹養成の実情に関する調査報告書（2005年3月）」（2009.8.31.確認）

3) エリック・メトウルピエール（2006）「裁判官及び検察官の採用ならびに初期研修に関する問題」『ジュリスト』1319号、99-105頁。

公務員の流動性を拓くためのもので、4年以上のキャリアを持つ46歳以下の公務員であること、第三試験は、多様な能力を有する人材を求めて行われる試験であり、40歳以下で8年以上の民間での職業経験、地方議会議員、非職業裁判官の経験がある者である。いずれも受験可能回数は3回までで、第一、第二試験については、試験科目は、第一次試験が筆記試験（①一般教養、②文献総括（資料の要約）、③民法、④刑法・憲法・EU法から選択一科目）、第二次試験が口述試験となっている。第三試験については、内容について少々の異なりはあるが、口述・筆記試験が順になされる⁴⁾。

ちなみに、2006年度の学院の財務・行政報告書によれば⁵⁾、2006年度の入学試験については、第一試験の受験登録者が2409人、実際に受験したのが1819人、筆記試験に合格したのが347人、最終合格者は186人であり、およそ10倍弱の合格率といえる。第二試験は最終合格者18人、第三試験は6人で、計210人が合格した。受験者の平均年齢は、第一試験が24.5歳、第二試験が34歳、第三試験が36歳である。また、第一試験の筆記試験合格者のうち、大学4年修了相当の資格取得が168名（うち167名が法学修士）、146名が第三課程終了または就学中、30名が国立政治学院を卒業している。

合格した受験者は、司法修習生として国家から司法官の初任給の8割の給料を支払われながら、ボルドーでの修習を含めた31ヶ月、およそ2年半の司法修習（formation initiale）を受ける。これら司法修習生らは、法学教育を含めた修習をボルドー一校で30週間受講したあと、弁護士事務所での修習を21週間（2007年までは7週間）受け、その後裁判所での実務修習を41週間受けて、警察、刑務所も含んだ司法機構全体のしくみについて学ぶこととなっている。弁護士事務所での修習については、弁護側の論理や立場を理解することを目的としている。

その後、職務や赴任地についての希望を出し、教科の成績と実習の成績（裁判所巡回と裁判所からの評価報告）によって希望の採否が行われる。95%は能力ありと認められるが、5%は向いていないと判断され、その場合の修習生の選択肢は、退学か、とりあえず決められた仕事を行いつつもう一度トレーニングを受けることである。こうして最初の職が決まり、続いて、この職に応じた修習が、4週間半ボルドーで、17週間実習地で行われる。

学院の教官となる条件は、最低7年間実務についていることで、1日だけ教える人もいれば常勤で継続的に教える人もいる。常勤の教官はおよそ20名おり、最高裁長官が選任し学院長が任命する。教えるためには、自分の実務を振り返り概念化することが求められ、またチームで仕事をするために異なる見方が身につく、専門の異なる人々との仕事を遂行する能力が身につく、とのことである。倫理、法理論、EU法、社会に関する知識（差別、排除）については、外部の学者なども教えにきて、大講義の形式で授業を行う。また、刑務官が刑務所における処遇の効果について話に来るときもある。

4) 試験ではなく既に司法分野において幾ばくかの経験のある者から直接採用する方法（Supplementary list）もあるが、ここでは触れない。

5) Ecole Nationale de la Magistrature（2007）, *Rapport sur l'activité et le fonctionnement administratif et financier en 2006*, pp. 5 - 7.

2. 継続教育 (formation continue) について

継続教育は、1972年5月4日のデクレにより同年から実施されており、2008年から義務付けられ、すべての司法官は、採用方法の如何を問わず、毎年最低5日間の継続教育を受けなければならない⁶⁾。インタビューによれば、目的は、①新法の導入について学び、②社会的なコンテキストの変化に対応するだけでなく (たとえば、移民の増加など)、③職務が変わった時には、強制的に3週間の受講義務を課すことで新職務に備える、ということであった。学院のパンフレットには、これ以外に、④司法官が監督的地位に就いたり管理職文化を身につけるのを援助する、⑤方法論的なツールを提供する、⑥知識を教えあう手助けをし、専門家としての正しい行為規範を保てるようにする、⑦扱うテーマについて複数の学問からのアプローチを提供し、パートナーシップを育てる、⑧司法官がEU法や国際法についてより深い知識を持てるようにする、⑨司法が、司法が関わらねばならない経済的、社会的、文化的環境に対峙するのを手伝う、とまとめられていた⁷⁾。このような継続教育は、①学院が直接行う国レベルのものと、②これを補完する地方レベルのものに大別される。ボルドーが初期の司法修習を主目的とするのに対し、パリのシテ島にあるパリ支部は、継続教育と国際部門を担当している。

聞き取りによれば、フランスにはおよそ8000余人の司法官がいるが、継続教育は、現時点でおよそ6000人が一度は受講しているとのことである。現在は1年に5日間の受講が司法官の継続教育の義務であるが、数年以内に1ヶ月にする予定である。

任官最初の継続教育は、1年半のときに同職の者が集まるもので、ギャザリング (gathering) と呼ばれる。一つのセッションは、1日から5日で、パリ支部で行われるが、パリの他の場所や機関を使って行われることもあれば、ボルドー校やディジョンで行われることもある。現在、司法省が財政的な負担をしているが、80%が旅費や宿泊費にかかるため、安価に済むe-learningの可能性を模索している。

内容については、今日の司法官が扱わなければならない課題の多様性や複雑さに鑑み、学院は幅広いコースを準備している。報告書によれば、2006年度は国レベルの継続教育としては、435の活動を行っており、内訳は、セッション171、ワークショップ15、討論会21、外部討論会9、セミナー6 (計222) と、集団研修78、個人研修135 (計213) である⁸⁾。受講者はこれらのセッション等から好きなものを選び、少なくとも半分の者は第一希望のコースを受けられる。但し、その司法官が所属する裁判所の所長に、受講希望している司法官にとって有益と思われるかどうかを尋ね、役に立たないものに希望を出している場合は却下することになっている。

講義は、セッション・ディレクターがプログラムを作り講師を探す。受講者の評価としては、裁判官も検察官もともにほぼ満足しているようであるが、受講したがない者もまだ存在する、とのことである。講師に対する評価は、次回の講師選択のために行っているが、受講者の理解

6) 2007年3月5日の組織法 n° 2007-287により改正された1958年12月22日のオルドナンス14条2項に基づく。

7) 国立司法学院の紹介パンフレット、22頁。

8) Ecole Nationale de la Magistrature (2007), *op.cit.*, pp. 21.

度テストはしていない、とのことである。

セッションのうち、人気があるのは、現代社会、イスラム社会、イスラム問題、テロリスト、心理学、犯罪心理学、政治学など。2006年のイスラム文化講座は800人の希望者があった。英語、スペイン語などの語学講座も加えているが、フランスの裁判官にとってあまり実用性はないとのことである。

約8000人の司法官のうち毎年400人が職務を変えており、職務を変える場合は、新しい職務について、パリまたはボルドーで3週間の研修を受けなければならない。ちなみにフランスの司法官は、同一の職団に属するものとして、裁判官から検察官へまたその逆への移行が可能である。たとえば、話をうかがった Zuchowicz 副部長は、裁判官、司法省勤務、検察官というキャリアを順に経験していた。司法官は2年に1度、勤務地・職務についての希望の申請を出す、必ずしもその仕事につけるとは限らないとのことである。

地方レベルの継続教育については、破棄院と27の控訴院⁹⁾ それぞれに配置されている実習担当の司法官1名が、継続教育担当を兼ねており、この司法官が提案した継続教育プログラムの内容を学院が認めた場合、当該司法官がその裁判所の人に対して継続教育を行うことになっている。しかし、多様なセッションも存在し、国境沿いのところでは、フランスとスペインの裁判所のジョイント・セッションなども行われている。また、地方の大学で行われた公開授業への数日間の参加をもって受講したとみなす場合もある。

受講者は、必ずしも司法官に限らず、商事裁判所の裁判官のような非専門的な裁判官なども対象にしている。また、訴訟遅延などを解消するために、司法改革の一環として、2002年、「身近な裁判所」で1500ユーロ以下の債務不履行、未払いなどで執行力を持つ判決を下す「身近な判事 (juge de proximité)」制度が導入され、民間から3300名の非常勤の判事が登用されたが、これら判事の初期修習・継続教育も行っている。一般的な継続教育と多様な新職務の教育とをリンクしようとしているが、なかなか難しいとのことである。

統計的には、2006年度については、4362人の司法官が全国レベル継続教育の利用を登録した。この数字は、前年とほぼ同じである。延べ人数では5859人。この数字によれば、司法官のおよそ55%が継続教育を受けたことになる。また、3343名の司法官が各地の控訴院で行われる地方レベルの継続教育を受けている。2006年度の特徴として、公務員学校との連携での開催があり、公務員にも開かれたものであることが挙げられる。近年は他にも連携が多い。ために、受講者の23%は司法官ではなく、弁護士、国家警察官 (内務省管轄)、憲兵 (国防省管轄)、労働基準監督官、司法省の公務員、行政庁の司法官、海外の司法官であった¹⁰⁾。なお、開催されるセッションは、毎年一冊の報告書としてまとめられるので全講義の概要を閲覧することができるだ

9) なお、2009年8月の本稿執筆時に、学院のホームページを確認したところ、35控訴院に増加していた。

10) 以上、Ecole Nationale de la Magistrature (2007), *op. cit.*, p. 21.

けでなく、ウェブの国立司法学院のページで実施月とテーマごとに検索し選ぶことができる¹¹⁾。

3. ウトロー (Outreau) 事件と国立司法学院改革

メートゥルピエール氏は、伝統的な司法官の養成軸として以下の三点を挙げている。①法理論に関する養成、②実務に関する養成、③判決の機能、裁判官という職業、社会における裁判官の地位、裁判官を取り巻く社会的経済的環境、訴訟当事者と社会に対する裁判の影響についての、職業倫理的省察、である¹²⁾。インタビューでも、Zuchowicz 副部長は、「先進的教育と模擬裁判による実務教育訓練が理念」と述べている。

しかし、このような司法官教育のあり方が社会的に大きな批判を受けたのが、ウトロー事件である。これは、2000年末、児童の性的虐待の疑いについて、被疑者が否認していたが裁判官が審問を経ずに拘置処分を決定したもので、裁判過程で冤罪が発覚したものである。無実の13名が長期にわたる拘留を受け、うち1名は拘置所で自殺していた¹³⁾。裁判についてははじめてのものとなった、国民議会の調査委員会による大規模調査が2006年に行われ、司法制度が持つ問題点が大きな社会的論議を呼んだ。なかでも、処分を決定した裁判官への人格（若すぎてものを知らない）と司法官教育に対して批判が集中し、調査委員会は、フランスの裁判官全般の問題として、「若さ」と「養成がテクニカル過ぎること」として問題をまとめ、養成課程における選抜方法（入試と法官採用制度）の見直しとカリキュラムの見直しを勧告した。国立司法学院は、導入教育において従来重要視してきた実務教育だけでなく、「人間性を見るべき」と社会から指弾されたのである。

しかし、では、いかにして司法官の人格の評価を行うのか。パリ支部での聞き取りによれば、可能性としては、①企業などの採用時に行われるように、グループで仕事をさせてそれを見て評価する方法、と、②警察が採用している心理テストのようなもの、が考えられるが、②も10年後の予言ができるわけではない、とのことであった。他の方策として、入試により学術的要素を入れる、法知識以外の科目を入れる、面接重視、など考えられるが、現在（2008年10月）検討中である。いずれにせよ、2008年はもともと開校50年で改革は検討されていたが、この事件の結果、現行の技術中心教育を修正し、養成過程の入試、コースと継続教育において、司法官の人格や裁判をすることの意味などにも重点を置くことになった、とのことである。

法官採用のための評価である、卒業認定と希望採否決定の際の評価方法は、メートゥルピエール氏の講演においても言及されているが、評価方法、配点基準ともにきわめて透明性が高いもので、これは、国立司法学院から独立した立場にある上位機関、司法官職高等評議会

11) Ecole Nationale de la Magistratureのサイト、継続教育カタログ、<http://www.enm.justice.fr/formation-continue/catalogue-fc-240908.php> (2009. 8. 31. 確認)。

12) エリック・メートゥルピエール、101頁参照。

13) 詳しくは、山元一、協力イザベル・ジロドゥ (2009) 「フランスにおける法曹像・法曹養成に関する調査報告」『慶應法学』第12号、287-322頁、202頁参照。

(Conseil Supérieur de la Magistrature, CSM) が決定する¹⁴⁾。

勧告されたカリキュラムの見直しについては、一部は、2009年度より実施予定とのことであった。内容は、選択科目としてではあるが、実務以外の学問の増設である。たとえば、「社会学」の増設や「文化、法と社会」、「差別問題」のコースの開講などである。差別問題のコースでは、弁護士や差別問題に関わる組織の職員や検察官など、三人の教官が午前に講義を行い、差別とは何か、どのような経験か、などについて学んだ後、午後はグループワークでそれについての法令解釈などを検討する、という方法である。社会からは技術偏重という批判があり、実際、「法技術」と「より大きな教養」とのバランスは重要であるが、他方では、修習生は実践的技術を求めている、技術面の教育はプロフェッショナルのものでなければならぬため、改革は難航中ではある、とのことであった。

弁護士事務所での修習についても、2009年より修習期間を36週間に延長予定である。これには、司法省、首相、大統領の合意が必要だが、聞き取りを行った時点では、国家予算の緊縮により公務員養成校は期間短縮しており、予算措置の問題があるので未確定とのことであった。

なお、聞き取りは2008年10月に行ったが、本稿執筆中の2009年8月現在、2009年1月より実施された改革について、国立司法学院のウェブページに主要点が挙げられていたので、転載しておく¹⁵⁾。まず、入学試験についてであるが、筆記試験は複数の新規科目が加えられており、口述試験についても、個人の口述試験の前に集団で行う面接を組み込み、受験者のパーソナリティに対しても注目を払うようになった。しかし、受験者のパーソナリティ評価は参考とされるだけであり、これのみによって不合格となることはない。初期修習の目的やカリキュラムにも構造的な改革を行っており、継続教育については、職務変更の際の研修を3週間から5週間に延長し、また組織犯罪や経済犯罪についてのスペシャリストを育てることも目的に挙げている。

IV. 司法官教育とジェンダー

1. 司法官への女性の進出

では、司法官の継続教育におけるジェンダーに関する問題の扱いは、どのようであろうか。その前に、司法学院受験・合格者における女性の割合をみておこう。先ほど参照した2006年度の統計を見てみよう¹⁶⁾。第一試験受験登録者2409名のうち、83.19%が女性であり、これは前年の72.29%を上回っていた。実際に受験した1819名のうち、男性289名に対し、女性が1530名であり、84.11%が女性であった。(2004年の78.83%、2005年の80.31%を上回る。) 筆記試験の

14) メートゥルピエール、105頁参照。

15) Ecole Nationale de la Magistratureのサイト、採用・研修の新組織について、http://www.enm.justice.fr/nouvelle_orga/nouvelle_orga.php (2009. 8. 31. 確認)。

16) Ecole Nationale de la Magistrature (2007), *op.cit.*, pp. 5 - 7.

合格者347名のうち82.13%、最終合格の186名のうち81.72%が女性であった。(2004年の73.99%、2005年79.46%を上回る。) 第二試験の最終合格者18名については、男性7名、女性11名であった。

このように、近年の合格者の三分の二以上が女性であることについての Zuchowicz 副所長のコメントは、「裁判官三人すべてが女性で検察官も女性、という状況は、たしかに一般人には少し受容困難かもしれない。が、実際のところ、仕事の質・量においては、子供のいる女性も十分以上に仕事をこなしており、今後も家庭責任や産休などの調整をしていく必要がある」とのことであった。

「このままでは男女合格枠のような男性優遇のポジティブ・アクションが必要になるのでは？」と尋ねてみたところ、女性の増加にもかかわらず上級裁判所の裁判官は女性が少ないので、「司法省は（ポジティブ・アクションを使って）女性を昇進させるべきだ、と考えている」が、学院は競争試験による選抜を行うのであり、ポジティブ・アクションの導入はあり得ない、とのことであった。

他方、前述した国立司法学院改革について、人物評価が占める部分が大きくなると、口頭試問や面接が重視される可能性があり、その場合は女性に対して不利に働くだろうという危惧が、インタビューした Boigeol 教授から提出されていた。フランスの面接における男性優遇傾向については、Le Bras Chopard 教授もインタビューで指摘しており、共通の危惧となっていることがうかがえた。

2. ジェンダー関連カリキュラムの状況とフランス法

継続教育におけるジェンダーの取り扱い、どのようなものであろうか。2009年にパリとボルドーで行われる予定のナショナルレベルの継続教育の250におよぶセッション一覧を、「フランス ジェンダー関連法令年表」¹⁷⁾に記載されている2001年以降の改正法令と照らし合わせてみたところ、「国際養子」、「新しい家族における子どもの位置」、「親子関係」、「親権」、「性犯罪」、「労働における差別とハラスメント」、「生命倫理と法」、「未成年に対する性暴力」「配偶者間暴力 (violences conjugales)」等、ジェンダーに関する近年の改正法をテーマとしたセッションは散見された。他方、ジェンダー法学的な理論や視点、意識化のためのプログラムであるとタイトルから見とれるセッションはまったく見当たらなかった。

これには、もちろん、フランスの法がジェンダーという概念・用語を近年まではほぼ使用していない、という点がまず挙げられる。林瑞枝氏は、2007年出版の著作のなかで、フランスは、「言葉というものの意味を問う真摯な検証が避けて通れなかった」ため、「『ジェンダー』という用語を使うことに積極的でなく、「公的な報告書や専門図書・雑誌、議論、資料などにこ

17) 福井千衣、藤野美都子「フランス ジェンダー関係法令年表」 植野妙実子、林瑞枝編著 (2007) 『ジェンダーの地平』中央大学出版部、225-231頁。

の言葉『ジェンダー』が普通に登場するのは比較的新しいことである」と指摘している¹⁸⁾。米
国由来のジェンダーという用語・概念は、日本においてははやばやと女性の地位の分析などに
取り入れられたが、フランスではごく近年のことなのである。

加えてフランスに固有の問題として、均質な個人を想定し「カテゴリー」を嫌うフランス的
な普遍主義が、もともと性別の問題じたいをやや扱いにくいことも挙げられる。実際、パリテ
法以前にコミューン議会の選挙名簿について性別クォーター制を導入しようとした法は、1982
年、国民主権の不可分にして普遍的な性格を定めた憲法第3条と抵触するものとして、憲法院
によって違憲とされ、以降パリテ法の実施に至るまでクォーター的な制度の導入は存在しな
かった。パリテにかんしては、憲法改正が行われたうえで導入されたが、この改正によって、
フランス憲法は、「政治的選挙の領域」に限定してではあるが、伝統的な憲法理論と原理的対
立をはらむ条文を持つこととなったとされる¹⁹⁾。

また、法理論的な理由として Boigeol 教授は以下の2点を挙げている。第一は、米ではリー
ガルリアリズムの影響で法が社会科学に開かれているが、フランス法では、法理 (legal doc-
trine) が重要であり、法と社会科学とは峻別されているため、ジェンダーに関する知見は社会
科学的なものとして法において参照される余地が少ないこと。第二は、80年代に裁判官の
ジェンダーバイアスが大きな問題となった米の英米法と異なり、フランスのような大陸法の国
では、法は適用 (application) の問題とされ、裁量の余地が少なく、裁判官のジェンダーバイ
アスも問題になりにくいことである²⁰⁾。

そのうえ、「裁判官は、『自分の性だけでなく、自分の社会的出自、宗教、政治的意見を括弧
に入れて、自分の職務の実践においては中立でなければならない』²¹⁾ ため、フランスでは法曹
の性別により司法の実践の場においてジェンダーバイアスのかかった判断が頻出する、という
事態には決してならない」という見解が、弁護士インタビューでも提出されていた。このこと
から分かるのは、裁判官の立場の中立性という規範が、フランスにおいてきわめて強固なもの
である可能性であり、そして、この「規範」が、ジェンダーバイアス不存在 (という「事実」)
の理由として法曹関係者が強調するほどに強く浸透している、という点であろう。

V. 弁護士再研修

フランスにおける弁護士再研修の調査は、2009年2月21日から3月1日にかけて行った。パ

18) 林瑞枝「多元化する価値観と女性の権利」植野・林編著、前述、211-224頁、212頁参照。

19) 糠塚康江「パリテが提起する普遍主義的憲法学の課題—パリテ法の展開」辻村みよ子 (2004)『世界のポ
ジティブ・アクションと男女共同参画』東北大学出版会、117-142頁、138頁。なお、ポジティブ・アク
ションについては、2003年8月14日の憲法院判決で合憲判断が出されている。植野妙実子「社会保障制
度の進展」植野・林編著、前述、149-168頁、160頁参照。

20) 実際にはウトロー事件のように、裁判官の個人的な資質の問題に一部還元される事件も起こっているわ
けであり、隠れたジェンダーバイアスが存在しない、というわけではないであろう。

21) Anne Boigeol (2004) "Femme" in *Dictionnaire de la justice*, Loïc Cadet (éd.), PUF, p. 519.

リ弁護士会弁護士修習所については担当者が不在とのことで調査できなかったが、パリ弁護士会所属で弁護士会理事会委員でもあるクチュリエ弁護士、同じく委員のサアダ弁護士、大学でも教鞭を取られているヴェイユ弁護士から、弁護士再研修と女性弁護士の現在についてインタビューを行った²²⁾。

1. 自由専門職としての弁護士

フランスの法曹養成過程の大きな特徴に、裁判官・検察官の試験が選抜試験であるのに対し、弁護士については各弁護士会の裁量に任された入所試験であること（パリ弁護士会養成所など人気の高いところでは実質的には選抜試験となっている）、また司法官の養成課程が国立法曹養成機関で行われるのに対し、弁護士の養成課程は各弁護士会が設置した研修所で行われること、が挙げられよう。これは、フランス革命以前の絶対王政下で司法官が国王による国家統治機構の一端を担う官吏として位置づけられていたのに対し、現在に至る弁護士の近代的職務については、フランス革命における相次ぐ人民裁判の混乱した状況のなかで徐々に形作られ、ナポレオン治世下において現在の弁護士会にいたるシステムが整えられた²³⁾、という歴史的経緯を背景としていることに原因があるようである。

弁護士を含む自由専門職とは、活動領域としてそれぞれの市場を形成するにいたった、小ブルジョワジーの合理性に合致した職業を指し、具体的には弁護士のほか、市中の医師、開業した心理カウンセラー、独立の技術者等も含まれる²⁴⁾。弁護士の場合、企業体としての弁護士事務所にも所属するにしても、弁護士と弁護士事務所との契約による所属であり²⁵⁾、この意味で独立した形態での職業と言えよう。

フランスの弁護士は2008年1月1日現在で48461人、弁護士会については全国に181を数えており、40.3%がパリ弁護士会所属、3.6%がリヨン弁護士会所属、3.6%がナンテール弁護士会所属である²⁶⁾。全国弁護士会評議会（Conseil National des Barreaux）が全国レベルでの組織となる。コロキウムや講演などが行われる大会は3年に一度開催され、クチュリエ弁護士によれば、約48000人のうち10%にあたる5000人が参加しているとのことである。

弁護士の養成は、各地方の弁護士会が設置する養成所で行われる。裁判官・検事を志望するにせよ、弁護士を志望するにせよ、法学部修士1年またはこれに相当するディプロム（Bac + 4、

22) Julie Couturier弁護士：弁護士会全国評議員、Fischer, Tandeau de Marsac, Sur & Associés所属。Rachel Saada弁護士：弁護士会全国評議員、Saint Martin弁護士事務所Vincent Vieille弁護士：Saint Martin弁護士事務所。

23) Bredin, Jean-Denis, 《Le juge et l'avocat: regards sur leur relation》, in *La justice d'un siècle à l'autre*, sous la direction de Jean-Pierre Royer, PUF, p. 171 – 172.

24) Lapeye, Nathalie (2006), *Les professions face aux enjeux de la féminisation*, Octares, p. 62.

25) Saada弁護士のインタビューより。

26) Conseil National des Barreaux（弁護士全国評議会）のサイト http://www.cnb.avocat.fr/Les-Chiffres-cles-de-l-Observatoire-n-9-Janvier-2009_a475.html (2009. 8. 31. 確認)。なお、同会は、*Avocats; faits et chiffres: une profession qui avance deuxième édition 2008*と題する報告書をまとめ、インターネットで公開している (http://www.cnb.avocat.fr/Avocats,-faits-et-chiffres-une-profession-qui-avance-deuxieme-edition-2008_a395.html)。

すなわち大学学部3年+修士1年)を持つことが受験資格となっているため、大学での法学教育は、法曹関係者に共通する知識の基盤となる。そこで、養成所での教育プログラムについては実務家・専門家による実践的な内容となっており、実務に携わっている弁護士による講義や、心理学など他の分野の専門家による講義もあるようである。

とはいえ、弁護士会の経済的な基盤は安定しているわけではない。クチュリエ弁護士によれば、弁護士研修の財源は、国、受講生の受講料、弁護士独立決済金庫CARPA (Caisse Autonome de Règlements Pécuniaires des Avocats) から得ている。また、ヴェイユ弁護士によれば、また、専門自由業に従事するものには自由業内研修基金 (FIF PL, Fonds Inter professionnel de Formation des Professions Libéraux) への50ユーロの負担金が義務づけられ、研修に参加した場合に還付されるシステムになっており、所得申告の際には20時間で174.2ユーロの控除が認められるとのことである。

なお、パリ弁護士会に関しては、クチュリエ弁護士によると研修生約1200人を抱える現在のパリ控訴院の建物では非常に手狭なため、公証人や企業内法務専門家等も含めた法に関わる専門家の研修所を作る予定になっているが、政府の決定がないと移転できないとのことである。

なお、弁護士の職業倫理については、「弁護士の誓い」serment des avocats²⁷⁾ と呼ばれる宣誓がその原則となる。法のうえでは、1971年12月31日付71-1130号法、1991年11月27日付91-1197号デクレ、およびこれらの修正法である2007年5月15日付2007-932号デクレによって規定され²⁸⁾、弁護士の継続教育については、1971年12月31日法第14-2条に関する2005-001号決議によって義務づけられる。

2. 弁護士継続教育の義務づけ

EU統合は、徐々にではあるが、フランスの伝統的な社会制度にも影響を与えている。例えば、高等教育制度では、従来は学部3年、修士1年、博士論文提出資格課程1年、博士課程3年となっていたが、2006-07年度からは学部3年、修士2年、博士課程3年へと全面的に切り替わった。これにより、弁護士を志す学生については、修士1年目を修了するか同等のディプロムを有することが求められる。また、弁護士については、2005-001号決議により、弁護士には毎年20時間の継続教育が義務づけられることになった。

継続教育に参加する弁護士は、研修の際に受け取る受講証と、研修時間を記載した主催団体

27) 「私は、弁護士として、尊厳・良心・独立不羈・誠実・ユマニテを持って自分の職分を全うすることを誓います」《Je, jure, comme Avocat, d'exercer mes fonctions avec dignité, conscience, indépendance, probité et humanité.》からはじまる、「バダンテールの誓い」とも呼ばれる誓願。なお、《dignité, conscience, indépendance, probité et humanité》は、2007年5月15日付2007-932号デクレにも盛り込まれている。「弁護士の誓い」の歴史については、Cercle des Barreauxのサイトを参照。

<http://www.cercle-du-barreau.org/archive/2006/09/02/le-serment-de-badinter.html> (2009. 8. 31. 確認)

28) 弁護士研修に関する法令は、弁護士全国評議会のサイト：
http://www.cnb.avocat.fr/Les-textes-relatifs-a-la-formation-professionnelle_a286.htmlで見ることができる。なお、これらの法・デクレの詳細を含め、フランスの全ての法・デクレ・アレテは、内閣官房による法検索サイト<http://www.legifrance.gouv.fr/> で検索可能である。(2009. 8. 31. 確認)

からの前年の受講証明書を、1月31日までに所属弁護士会に提出する。研修は、講義やコロキアム、講演などで行われ、各弁護士会によって主催される場合もあれば、弁護士組合や研究会等によって行われることもある。なお、ヴェイユ弁護士によれば、例えば組合等の有志で研修を行った場合、研修を主催する側も研修に参加したと認識されるので、受講証の提出が可能とのことである。

研修の日程は、週報または弁護士全国評議会（Conseil National des Barreaux, CNB）で発表される。ヴェイユ弁護士によれば、研修は主に土曜日に開催され、講義時間は1セッションにつき2時間30分、9時から17時までのプログラムが多く、毎回200人から300人が参加することである²⁹⁾。ヴェイユ弁護士のグループが主催する研修のテーマは、刑法・家族法・外国法・社会法・行政法・ヨーロッパ法の6つの領域から1回につき1テーマが設定されるので、受講したい研修に参加を申し込む。必ずしも所属弁護士会の主催する研修に参加しなければならないというわけではなく、研修は週報で予告されるので、それを参照して自分が所属していない弁護士会主催の研修に参加することも可能である。

なお、初期修習を終えた弁護士については、実務1年目に10時間の職業倫理研修を受けなければならない³⁰⁾。

このように継続教育が義務づけられているとはいえ、以前は参加が義務づけられていなかったため、受講率は50%前後で、実際には、長年にわたって弁護士の職にあるもので受講しない場合もあるようである。ちなみに、クチュリエ弁護士によれば、研修を受けなかった場合の処罰はないとのことである。

3. 女性弁護士の増加とジェンダー的視点

全国弁護士評議会による2008年11月26日付報告書『弁護士、現状と数』によると、弁護士数は、女性23619人、男性24619人である³¹⁾。クチュリエ弁護士・サアダ弁護士の話をまとめると、パリ弁護士会に限っていえば、現在、パリの弁護士約23000人のうち女性弁護士は約11000人、弁護士会評議会の構成比は、42名中17名が女性であり、来年度も女性の委員が増加する見込みとのことである。

弁護士数における男女比は、1990年代初頭からの弁護士業への女性の進出に伴うもので、全国弁護士評議会の報告書によれば、1999年から2007年の9年間で、男性弁護士の増加が23%なのに対し、女性弁護士は51%増加している³²⁾。短期間での女性弁護士のこうした増加は「弁護

29) 2005-001号決議第1条c項では1セッションにつき2時間以上、主催者を含めない参加者が8名以上と規定されている。

30) クチュリエ弁護士へのインタビューより。なお、この初年度研修は2005-001号決議前文で規定されている。

31) Conseil National des Barreaux (2008), *Avocats; faites et chiffres: une profession qui avance, deuxième édition*, p. 13.

32) Conseil National des Barreaux, *ibid.*, p. 23.

士業の女性化 *Féminisation de la profession*」³³⁾ と呼ばれ、弁護士全国評議会では、フランス政府によるパリテ政策を視野に入れつつ、この傾向に注視している。

だが、女性弁護士が過半数近くを占めるようになったとは言っても、フランスでの女性弁護士の活動は、近代的な意味でのフランスの弁護士の歴史に比べても、それほど長い歴史を持っているわけではない。

フランスで初めての女性弁護士の登場は、1900年である。まず、その前史として、1888年にブリュッセル控訴院でマリ・ポプランが弁護士の誓いを宣誓しようとしたが失敗に終わった。フランスにおいては、1892年に「ローマ法およびフランス法における女性に可能な職業」と題した博士論文により博士号を取得したジャンヌ・ショーヴァンは、1897年、パリ控訴院で宣誓を申し込んだが、弁護士会会長の反対により却下されたため、彼女は立法者による法の改正を求めた。女性弁護士の認可を求める法は、1900年6月30日に国民議会、同年11月13日に元老院で可決された。ソフィー・バラショワスキ＝プティが先に宣誓したため、彼女は2番目に宣誓した弁護士となったが、ともあれ、これ以後、女性の司法活動は合法化され、1950年にはルシール・ティネレ＝グルナンディエが女性初の弁護士会理事会委員として選出された³⁴⁾。

司法の世界への道が女性にも開かれたとはいえ、弁護士となるには大学での法学部教育を受けることが必要であることから、女性の高等教育への進学が限られていた時代は、女性弁護士の数が急速に増加することはなかった。しかし、サアダ弁護士によれば、避妊の合法化、五月革命、女性解放運動を経て中絶合法化という流れのなかで、保育所などの育児支援整備に代表される、女性が働き続けやすい社会制度の充実が進んだことで、女性が仕事を辞めなくなった³⁵⁾。加えて、1980年代、当時のミッテラン大統領がバカロレア（大学入試資格）取得率を上げるよう指示し、バカロレア合格率が20%から70%へとなり、大学進学率が上昇すると各学部で女子学生が増え、これに伴い、大学の法学部にも女子学生が多く進学するようになり、法関連の職業に従事する女性も増えた。これにより弁護士の世界でも女性が増加し、この結果、評議委員会でも女性の数が増えたという。

女性弁護士の増加は、法に関する専門教育と法の実務において、女性が女性であることに由来するハンディに直面しないという状況を生み出した。例えば、27年のキャリアを持つサアダ弁護士にしても、14年のキャリアを持つクチュリエ弁護士にしても、女性であることのハンディは全く感じたことがないとのことである。ただし、性差に基づく差別的構造が完全に存在しないわけではなく、サアダ弁護士によれば、企業に勤めているならば、産休・育休および出

33) *Féminisation*には二つの次元がある。すなわち、ある職業で女性が進出すること、そしてこれに伴い、従来、男性名詞しか存在しなかった職業名に、その女性形が形成されること、である。(Le Petit Robert (2001)、Dictionnaires Le Robert/VUEF)

34) Boigeol, Anne (2004), *Femmes*, in *Dictionnaire de la justice*, Loïc Cadiet (éd.), PUF, p. 516.
Ordre des Avocats à la Cour de Paris, *Commission de l'exercice professionnel des femmes*, 2006.

ちなみに、フランスで女性の参政権が認められたのは1944年である。また、女性裁判官・検事が認められるのは弁護士よりも遅く、その最初の誕生は1946年である。

35) フランスの場合、女性が働くことで保育園など育児支援が進み、出生率が向上している。現在の出生率は2.01%。(INSEE (フランス国立統計経済研究所) 2008年)

産前のポストが法によって保障されているけれども、弁護士の場合、弁護士事務所と契約する形態であるために、法による保護がない。このため、出産後あるいは育児休暇後に職場に復帰した場合、事務所長によって契約が解除される等のトラブルがあるとのことである。また、クチュリエ弁護士によれば、女性弁護士の多くは、企業で働く場合に保障される最長3年の育児休暇が取れないため、産休後すぐに仕事に復帰することが多いとのことである³⁶⁾。

Ⅵ. おわりに

以下、今回の調査によって明らかになった点を整理しながら、フランス法曹継続教育について若干の考察を加え、今後の調査の必要点を整理していく。

まず、フランスにおける法曹継続教育は、司法官たる公務員である裁判官・検察官に対する研修は、2007年より義務的なものとして国家が行い、自由専門職である弁護士に対する研修も2006年より義務付けられ、弁護士会が実施している。それぞれに多様な講義が準備されており、ジェンダーに関わる諸問題に対応する立法等が行われれば、当該法を扱う個別コースは提供されるであろうが、いずれにおいても、ジェンダー法学／理論のみが取り扱われるコースは常設されていない。

フランスにおける法曹継続教育の位置づけから得られた知見として、現代社会における司法の位置づけと継続教育、という問題に触れておこう。情報開示が進む現代社会において、問題のある裁判や判決、裁判官は、以前よりも大きな社会的批判にさらされ易く、場合によれば、フランスにおけるウトロー事件の場合のように、司法への政治的な介入を呼ぶ契機ともなりかねない。司法制度を運営する側にとって、法曹教育及び継続教育の内容、実施と成果およびそれが目に見えるものである事は、従来よりも更に重要性をはらむと考えられる。

しかし、たしかに新法の学習や新しい考え方の習得は不可欠でありながらも、一方では、このような生涯にわたる司法教育の継続、そのうえ、フランスで見たように新しく生じてきた司法官の人格評価の必要性は、司法官らにとって、そして制度運営側にとって、大きなプレッシャーとなりつつあると考えられる。司法官にとっては、従来、法技術の評価を中心としていた評価軸が人格面へもずれ込む事によって、新しい評価軸への対応を余儀なくされるであろう。制度を運営する側、とくにキャリアシステムをとる国々においては、膨大な数の裁判官・検察官を生涯にわたり養うだけでなく、フランスのように、その間、毎年、義務的に研修を行い続けなければならないわけであり、制度運営の人的、経済的負担は大きなものとなる。

他方、このような継続教育への社会的要請は、必然的に司法教育の透明性・公開性を要請す

36) Conseil National des Barreaux, *op.cit.*, p. 24参照。このデータからも女性弁護士の離職率が低いことがわかる。また、サアダ弁護士によれば、ヨーロッパ人権裁判所で直接・間接差別に関する判例が出ており、これらがフランスの判決に影響を与えている。なお、賃金差別訴訟の場合、原告は差別があるという事実を提示するだけでよく、差別の存在を証明する義務はない。差別が存在するかどうかを判断するのは裁判所であるとのこと。

るため、従来キャリアシステムにおける司法教育が見えにくかった国においては、この機会に透明化が進む可能性もあるかもしれない。このような司法教育の透明性・公開性は、既に見たドイツにおいても確保されており、EU諸国においては、既にその国の司法システムが適正な社会的評価を受けるための基本とされているようである。

さいごに今後の検討の課題としては、まず、国立司法学院の改革について、実際にどのような改革が行われたのかを見極める必要がある。また、フランスにおけるジェンダー法学のあり方とフランス法・フランス司法との関連についても検討して行く必要がある。フランスにおける「司法の女性化」についても、もう少し詳細に情報を得たいと考えている。なお、弁護士職だけでなく、公証人などフランスできわめて重要な位置を占める準司法職についての継続教育にかんする情報も、今後考慮に入れるべきであろう。そして何よりも、フランスにおける司法の位置付けと継続教育の関連について検討を進めたいと考えている。

参考文献

- 植野妙実子、林瑞枝編著（2007）『ジェンダーの地平』中央大学出版部。
- エリック・メートゥルピエール（2006）「裁判官及び検察官の採用ならびに初期研修に関する問題」『ジュリスト』1319号、99-105頁。
- 滝沢正（2002）『フランス法』第二版、三省堂。
- 辻村みよ子編（2004）『世界のポジティブ・アクションと男女共同参画』東北大学出版会。
- 糠塚康江（2003）「政治参画とジェンダー—フランスのパリテ法を中心に」『ジュリスト』1237号、59-67頁。
- 広渡清吾（2003）『法曹の比較法社会学』東京大学出版会。
- 南野佳代、内藤葉子、澤敬子（2008）「ドイツ連邦共和国におけるジェンダーに関する法曹継続教育序論」『現代社会研究』11号、95-114頁。
- 山元一 協力イザベル・ジロドゥ（2009）「フランスにおける法曹像・法曹養成に関する調査報告」『慶応法学』12号、287-322頁。
- Boigeol, Anne（2004）, “Femmes,” in *Dictionnaire de la justice*, Loïc Cadet（éd.）, PUF.
- Boigeol, Anne（2003）“Male Strategies in the Face of the Feminisation of a Profession: the Case of French Judiciary,” in *Women in the World's Legal Profession*, Ulrike Shultz and Gisela Shaw（eds.）, Hart Publishing, pp. 401-418.
- Bredin, Jean-Denis（2003）“Le juge et l'avocat: regards sur leur relation”, in *La Justice d'un Siècle à l'Autre*, sous la direction de Jean-Pierre Royer, PUF, p. 171-172.
- Conseil National des Barreaux（2008）, *Avocats; Faites et Chiffres: une Profession qui Avance*, deuxième édition.
- Ecole Nationale de la Magistrature（2007）, *Rapport sur l'activité et le fonctionnement administratif et financier en 2006*.
- Ecole Nationale de la Magistrature（2008）, *Open Portal: Formation Continue 2008*.
- Lapeye, Nathalie（2006）, *Les Professions Face aux Enjeux de la Féminisation*, Octares.
- Ordre des Avocats à la Cour de Paris（2006）, *Commission de l'exercice professionnel des femmes*.
・ウェブ上の情報
- 横山美夏「フランス法曹養成制度についての調査報告書」1-21頁。
http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin_prog/pdf/french.pdf「文科省高度化推進プログラム実務基礎教育のあり方に関する調査研究」のサイトの「フランスおよびドイツにおける法曹養成の実情に関する調査報告書（2005年3月）」（2009. 8. 31. 確認）
- Conseil National des Barreaux 弁護士全国評議会のサイト
http://www.cnb.avocat.fr/Les-Chiffres-cles-de-l-Observatoire-n-9-Janvier-2009_a475.html（2009. 8. 31. 確認）

Cercle des Barreauxのサイト

<http://www.cercle-du-barreau.org/archive/2006/09/02/le-serment-de-badinter.html> (2009. 8. 31. 確認)

弁護士全国評議会のサイト

http://www.cnb.avocat.fr/Les-textes-relatifs-a-la-formation-professionnelle_a286.html (2009. 8. 31. 確認)

Ecole Nationale de la Magistrature 国立司法学院のサイト

<http://www.enm.justice.fr/> (2009. 8. 31. 確認)

内閣官房による法検索サイト

<http://www.legifrance.gouv.fr/> (2009. 8. 31. 確認)